

事業系廃棄物 適正処理・減量ハンドブック



目次

はじめに	1
第1章 廃棄物の適正な処理	
1 「廃棄物」とは？	2
2 「廃棄物の処理」とは？	3
3 事業系廃棄物の適正な処理	4
第2章 廃棄物減量の取り組み	
1 廃棄物減量の必要性	8
2 廃棄物減量・リサイクルの取り組みのメリット	8
3 廃棄物減量の推進体制	9
4 廃棄物減量の推進／普段のごみ処理編	10
5 廃棄物減量の推進／ステップアップ編	14
第3章 区の施策への協力（届出・検査）	
1 事業者の責務	18
2 事業用大規模建築物（対象：3,000㎡以上）	18
3 事業用中規模建築物（対象：1,000㎡以上3,000㎡未満）	21
第4章 罰則・行政処分など	22
参考資料	24

23区から出るごみの最終処分場

現在、焼却等適正処理されたごみは、「中央防波堤外側埋立処分場」に搬入していますが、その容量は限界に近づいています。

また、平成10年12月にごみの埋め立てを開始した「新海面処分場」は、東京港内に確保できる最後の処分場です。今後50年以上の埋め立てが可能と推計していますが、埋め立てできる量に限りがあることには変わりありません。

残された処分場を1日でも長く使用していただくためには、事業者の皆様のご理解とご協力が何よりも必要です。



《写真提供》東京都港湾局

凡例

廃棄物処理法又は法	廃棄物の処理及び清掃に関する法律
政令又は施行令	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令
環境省令又は施行規則	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則
条例	東京都北区廃棄物の処理及び再利用に関する条例
規則	東京都北区廃棄物の処理及び再利用に関する規則

はじめに

北区では、「未来へつなぐ、持続可能なごみゼロのまちづくり」を目指して、北区で発生する一般廃棄物の減量に取り組んでいます（令和2年3月策定「北区一般廃棄物処理基本計画2020」）。この基本理念を目指すため、次の3つの基本方針を掲げています。

方針1 区民・事業者・区の協働による3Rの推進

区民・事業者・区がごみの減量に向けて相互に連携、協力し、それぞれの役割を果たすことにより3Rを推進します。

方針2 さらにごみの減量化と資源の有効利用の推進

家庭ごみ、事業系ごみについて、発生抑制・排出抑制を第一とし、排出された廃棄物については可能な限り、リサイクルに努めることで、さらにごみの減量化と資源の有効活用を推進します。

方針3 安全で安心なごみの適正処理の推進

有害性、危険性のあるごみについては、環境への流出や事故が発生しないように、安全に処理を行うとともに、ごみ出し困難者へのきめ細やかな対応や災害時における円滑なごみ処理を行える体制を構築することにより、安全で安心なごみの適正処理を推進します。

北区で発生する廃棄物の総量を減らすためには、区民・事業者・区が相互に連携・協力し、廃棄物の発生を抑制するとともに、あわせて適正に処理していくかが重要になります。

各事業所から発生する廃棄物の適正処理・減量の取り組みにこのハンドブックをご活用いただき、今後も環境に配慮した事業活動を行っていただくようお願いいたします。

事業者の責務とガイドブックの構成

廃棄物を適正に処理する義務
(法第3条第1項)

第1章へ
(2頁～)

廃棄物を減量する義務
(法第3条第2項)

第2章へ
(8頁～)

国および地方公共団体の施策に
協力する義務(法第3条第3項)

第3章へ
(18頁～)

違反した場合の罰則・行政処分
(法第25条～、区条例)

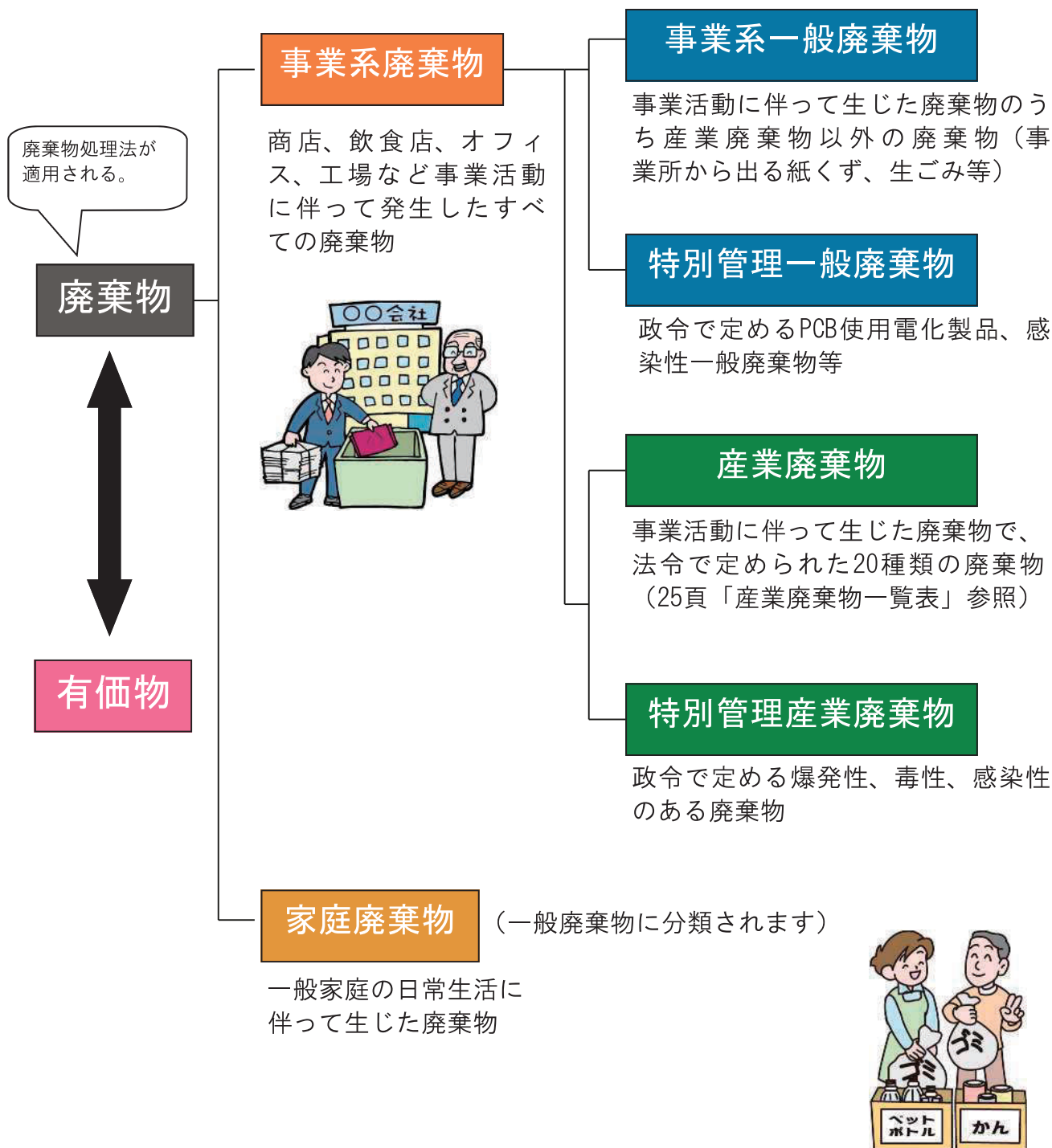
第4章へ
(22頁～)

第1章 廃棄物の適正な処理

1 「廃棄物」とは？

廃棄物処理法において、「廃棄物」とは、「ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であって、固形状又は液状のもの」と定義しています（法第2条）。

これらの廃棄物は、「事業系廃棄物」と「家庭廃棄物」に大別され、さらに「事業系廃棄物」は、「事業系一般廃棄物」と「産業廃棄物」に分類されます（下図参照）。

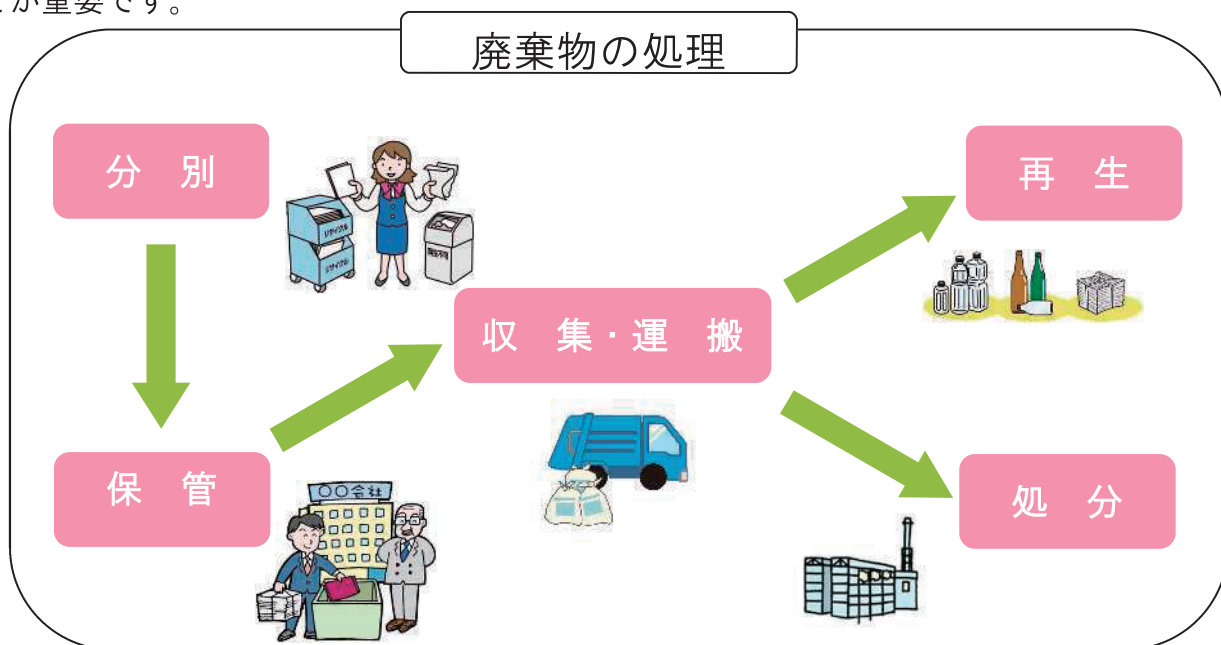


2 「廃棄物の処理」とは？

私たちは、廃棄物が目の前からなくなったら（ごみ処理業者が収集したら）、廃棄物が処理されたものと考えがちです。しかしながら、廃棄物処理法では、「廃棄物の処理」を「分別、保管、収集、運搬、再生、処分等」と規定しています（法第1条）。

つまり、廃棄物がリサイクルないし埋立て等の処分がきちんとなされて初めて「廃棄物の処理」が完了したことになります。

廃棄物の排出事業者として、「廃棄物の処理」の責任を全うしたと言うには、排出した廃棄物がどのように「再生」又は「処分」されたのかまで、きちんと把握しておくことが重要です。



Column① 「おから」は“ごみ”？「おから事件」(平成11年3月10日最高裁決定)

大豆の搾りかすである「おから」をめぐる、これが“ごみ”か否かが争われた裁判がありました。事件の概要は次のとおりです。

とある業者Aは、豆腐製造業者から処理料金を徴したうえで「おから」を回収し、それを原料に、飼料・肥料を製造していました。その業者Aが、廃棄物処理法の許可を得ないで、“ごみ”である「おから」の収集・運搬をしたために、廃棄物処理の無許可営業をしたということで起訴されました。

業者Aの言い分は、「おから」は、飼料・肥料を製造する目的で収集・運搬したのであり、そもそも「おから」は食用にもなるので、廃棄物ではない(＝有価物)というものでした。

最高裁判所は、廃棄物処理法にいう廃棄物(不要物)について、「自ら利用し又は他人に有償で譲渡することができないために事業者にとって不要になった物」としたうえで、「これに該当するか否かは、その物の性状、排出状況、通常の見取り形態、取引価値の有無及び事業者の意思などを総合的に勘案して決するのが相当である」との判断を示しました。すなわち、裁判所は、“ごみ”か否かは、色んな要素を考慮しながら決める、という立場をとっています。

この裁判においては、「おから」が腐敗しやすく、大部分が無償又は逆有償で引き取られている取引実態があり、さらに業者Aが処理料金を徴しているという理由などから、“ごみ”であるという結論になりました。

したがって、捨てる側の一存で、「これは、リサイクルされる物だから“ごみ”じゃない」と思い込み、廃棄物処理法を無視して処理すると、思わぬところで法令違反となる場合があります。

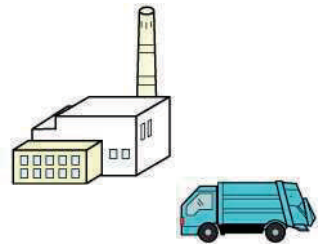
3 事業系廃棄物の適正な処理

お店や事務所・会社などの事業活動に伴って出た廃棄物は、事業者の自らの責任において処理していただくことが原則です。ここでいう「事業活動」とは、営利を目的とする活動だけではなく、教育や社会福祉事業・NPO法人・公共サービスなどの非営利活動も含まれます。

(1) 事業系廃棄物の処理方法

① 廃棄物処理業者に委託する方法

廃棄物処理業者と契約して収集を依頼する方法です。この方法が最も一般的な処理方法です。なお、事業系一般廃棄物については北区の許可、産業廃棄物については東京都の許可を受けた処理業者に依頼しなければなりません。



② 自ら直接清掃工場等の処理施設に持込む方法

清掃工場等の処理施設の受け入れ基準に従い、事業系一般廃棄物を直接搬入することができます。ただし、受け入れ基準として、搬入するごみの種類、寸法、持ち込む際に使用する車両などが規定されています。詳しくは、以下にお問合せください。

事業系一般廃棄物を臨時的に持ち込む場合

☞ 北区清掃事務所 浮間清掃事業所 ☎ 03-3960-5300

事業系一般廃棄物の継続的な持ち込みを希望する場合

☞ 東京二十三区清掃一部事務組合 施設管理部 管理課 搬入承認・手数料係
☎ 03-6238-0830

③ 区の収集に出す方法

区では、原則として事業系廃棄物を収集しません。ただし、小規模な排出事業者※で、自ら処理をすることが困難な場合のみ、可燃ごみ・不燃ごみ（金属資源含む）・古紙・プラスチックに限って清掃事務所が有料（事業系有料ごみ処理券）で収集いたします（条例第26条・第33条）。この場合、収集日や分別方法は家庭廃棄物の収集に準じ、びん・缶・ペットボトルなどの資源ごみについては収集していません。

初めて区の収集に出す場合は事前連絡が必要となります。詳しくは、以下にお問合せください。

区の収集に出す場合

王子・赤羽地区 北区清掃事務所 作業第一係 ☎ 03-3913-3141

滝野川地区 北区清掃事務所 滝野川清掃庁舎 ☎ 03-3800-9191

※「小規模な排出事業者」とは、常時使用従業員数が20人以下かつ排出量が日量10kg未満（1回の収集につき450袋4個まで）の事業者を指します。

(2) 事業系一般廃棄物の適正な処理（契約する際の注意）



許可を受けている処理業者かどうかの確認

北区の事業系一般廃棄物の収集運搬業の許可をもっている業者と契約しなければなりません。契約を取り交わす時には、許可証を提示してもらうか、許可証の写しを契約書に添付するようにしましょう。



契約内容の確認

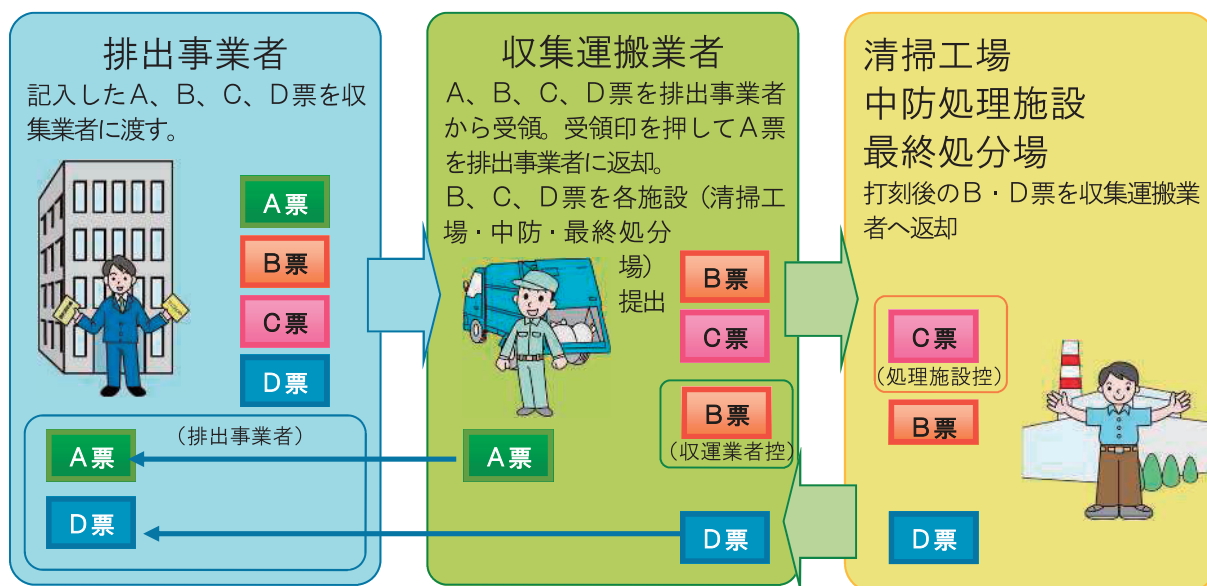
契約書には、委託するごみの種類、量、回収の場所・時間帯、処理料金等を記載してください。特に処理料金については、よくご確認ください。許可業者が一般廃棄物の収集運搬及び処分を行う場合には、区が条例で定める手数料の額を超えて処理料金を受け取ることは廃棄物処理法で禁じられています。

23区における処理手数料の上限は、46円/kg（税込）です（令和5年10月現在）。逆に、許可業者が清掃工場へ廃棄物を搬入する際、17.5円/kg（税込）の手数料がかかることから、極端に低い価格で委託した場合、不法投棄などを招く場合がありますので、適正な価格の見極めが重要となります。



きちんと処理が行われたかの確認

廃棄物処理業者に委託した廃棄物がきちんと処理されたか、請求書等から処理量を確認してください。なお、一日平均100kg（月平均3t）以上の事業系一般廃棄物を排出する事業者は、北区の条例で一般廃棄物管理票（マニフェスト）を交付する義務があります。マニフェストを使用することにより、廃棄物の処理の流れが明確になり、廃棄物処理業者による不法投棄などの不適正な処理を防止することができます。



(3) 産業廃棄物の適正な処理（契約する際の注意）

Point1 許可を受けている処理業者かどうかの確認

産業廃棄物の収集運搬及び処分については、都道府県等の許可を受けた業者に処理を委託しなければなりません。契約を取り交わす時には、許可証の写しの添付が義務付けられます。

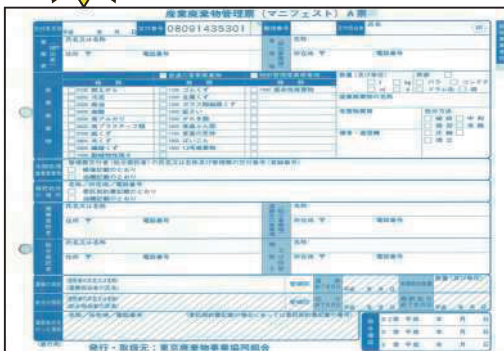
Point2 契約内容の確認

産業廃棄物処理の契約は、「収集運搬の委託」と「処分の委託」について、それぞれ書面で交わすことが義務付けられています。

このほか、契約書に記載すべき内容が法令で定められています。詳しくは、東京都環境局作成の「産業廃棄物適正処理ガイドブック」にチェック表やモデル契約書が掲載されていますので、そちらを参照してください。



Point3 きちんと処理が行われたかの確認



産業廃棄物管理票（マニフェスト）

産業廃棄物を排出する事業者は、その処理を産業廃棄物処理業者に委託する場合には、排出量に関わらず、収集の度に産業廃棄物管理票（マニフェスト）を交付しなければなりません。この交付義務を怠ると罰せられることがあります（22頁参照）。

マニフェストの使用により、廃棄物の種類や処理の流れが明確になり、不法投棄などの不適正な処理を防止し、事業者の適正処理を確保することができます。

Column② 「廃プラスチック」:「家庭廃棄物」と「事業系廃棄物」のごみの分別の違いに注意

従来不燃ごみであった家庭から排出されるプラスチック類は、平成20年から清掃工場での熱回収（サーマルリサイクル）の実施により、可燃ごみになりました。さらに、北区では、令和5年4月から区内全域でプラスチック類を資源として回収を始め、中間処理を経て資源化を図っています。

しかし、事業所から排出される廃プラスチック類は従来どおり産業廃棄物に分類されるため、23区内の清掃工場へ持込むことができません。

廃棄物処理業者に事業系廃棄物の収集を委託している場合には、廃プラスチック類が家庭廃棄物の分別方法とは異なりますので、従業員、テナント、来客者が分別方法を間違えないよう分別ポスターを作成するなどして周知していただくようお願いします。

ただし、事業系有料ごみ処理券(4頁参照)を貼付して区の収集に出す場合は、分別方法が家庭廃棄物と同じになります。



(4) 事業系資源ごみの適正な処理

Point1 資源としてリサイクルしましょう

廃棄物処理法及び北区の条例では、事業者に対し、その事業活動に伴って発生した事業系ごみについて、減量及びリサイクルに努める義務を課しています。事業系ごみのうち資源となりうるごみ（事業系資源ごみ）については、適切に分別をして、ごみの減量・資源化にご協力をお願いします（詳細は第2章）。

Point2 リサイクルをするにもルールがあります

誤解されがちですが、リサイクルされる廃棄物は、廃棄物処理法の規制対象外となるわけではありません。たとえ結果としてリサイクルされる廃棄物であっても、廃棄物処理法の許可を受けた業者に処理を依頼しなければならないこともあります。

ただし、専ら再生利用の目的となる廃棄物（古紙・くず鉄・空きびん・古繊維。いわゆる「専ら物（もっぱらぶつ）」）を専門に取り扱っている資源回収業者は、廃棄物処理法の許可の対象となりませんので、そのような業者に処理を依頼する分には問題ありません。

判断に迷った場合は、廃棄物処理業者や区役所に相談してください。

Column③ 資源ごみの回収ステーションなどに事業系資源ごみを出さないでください

町内に設置されている資源ごみ（びん・缶・ペットボトル）の回収ステーション（写真左）は、家庭から排出される資源ごみを集めるためのものです。したがって、これらの回収ステーションには、会社やお店から出た事業系資源ごみを入れないでください。なお、これらの回収用コンテナの設置・管理は、地域の方々に担っていただいています。

また、町会・自治会やマンションの管理組合、小中学校のPTAなどが行っている「集団回収」にも事業系資源ごみを出さないでください（写真右）。こちらは、地域の方々が自主的に行っているリサイクル活動です。この集団回収も家庭から出る資源ごみを対象としています。

事業系資源ごみについては、あくまで原則どおり事業者の責任と負担でリサイクルしていただくようお願いします。



《 資源回収ステーション(家庭用) 》



《 集団回収実施中ののぼり 》

第2章 廃棄物減量の取り組み

1 廃棄物減量の必要性

なぜ廃棄物の減量に取り組まなければならないのでしょうか。その理由は大きく分けて次の二つがあります。

一つ目は、東京の最終処分場の受入れには限界があるということです。いくら清掃工場などでごみを燃やしても燃え殻などは出ますので、これらを埋め立てていけば、いずれ最終処分場が満杯になるときがきます。少しでも延命するには、ごみ自体の発生を無くしていくほかありません。

二つ目は、費用の問題です。清掃工場などの運営は、23区がそれぞれ出し合った多額の税金で賄われています。北区は、毎年十数億円程度を出しています。ごみの量を減らすことができれば、税金はほかのことに有効に活用することができるのです。

廃棄物処理法には、「事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物の再生利用等を行うことによりその減量に努め」なければならないと規定され(法第3条第2項)、北区の条例にも、同様の規定が設けられています。

限りある資源や公共財を次世代につなぐためにも、廃棄物の減量は、事業者の皆さまも取り組むことが求められております。

2 廃棄物減量・リサイクルの取り組みのメリット



地球環境の保全

廃棄物減量等の取り組みを進めることにより、資源保全、省エネルギー、汚染物質の削減など、次世代へ良い環境を残すことができます。



コストの削減

事務用品などの無駄を減らし、職場内での体系的な節約を行うことで、廃棄物減量化と経費の節約が図れます。

企業ブランドの向上

地球環境問題に関心が高まっている今、事業所全体で廃棄物減量やリサイクルを推進することは企業のイメージアップにつながります。

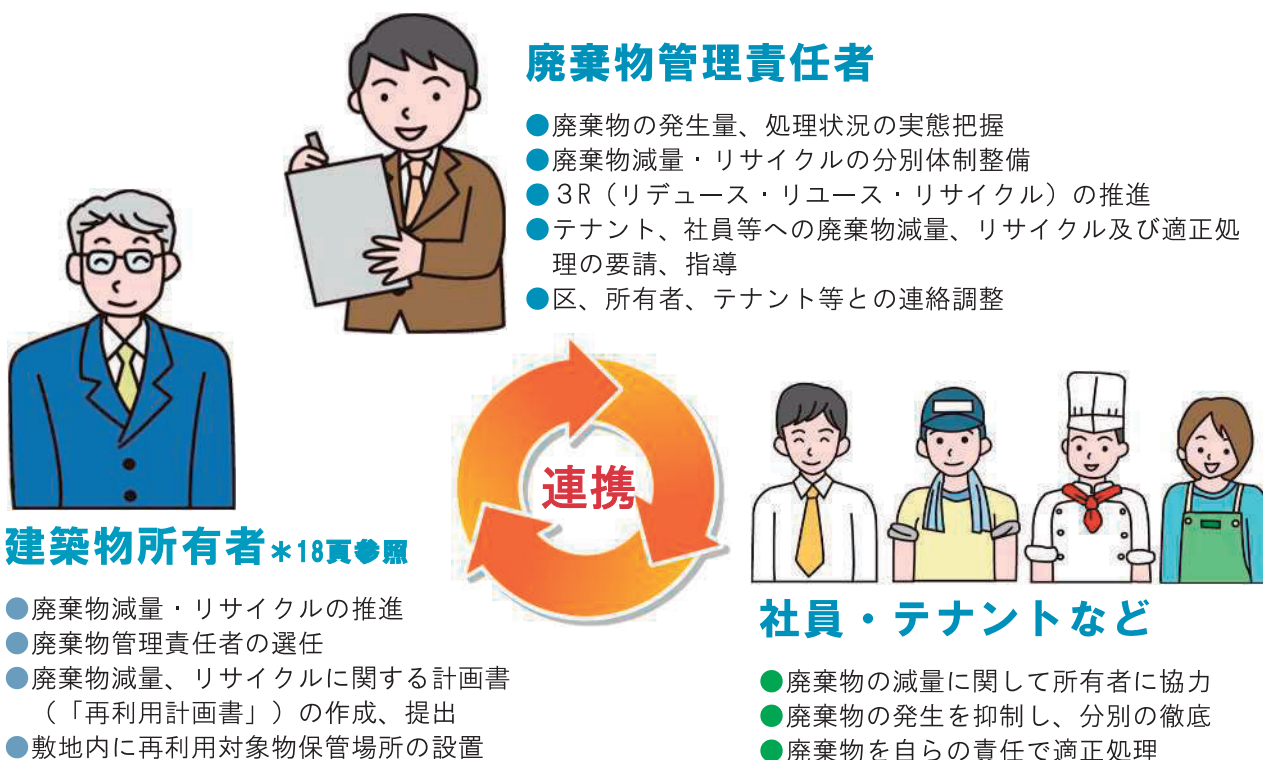
* ISO14001の認証取得や、地域住民とリサイクル活動における交流、協力を行う企業も増えています。

3 廃棄物減量の推進体制

(1) 廃棄物管理責任者を中心に体制を整えてください

北区では、一定規模以上の事業用建築物の所有者は、廃棄物管理責任者を選任し、区長に届出ることを義務付けています（19頁参照）。

廃棄物管理責任者は、その建物から発生する廃棄物の適正処理や減量に取り組んでいただく中心的な役割を担っていただきます（下図参照）。



(2) 誰が廃棄物管理責任者になるの？

資格・役職の指定は、特にありません。また、廃棄物管理責任者講習会（21頁参照）の受講の有無は問いません。ただし、以下の内容を把握している方をお願いしています。

- ごみの処理業者とのやりとりや廃棄物の契約を担当している方
- 産業廃棄物マニフェストの伝票などの管理を行っている方
- ごみの処理について、従業員やテナントの方々に指導できる立場の方

4 廃棄物減量の推進／普段のごみ処理編

ごみの減量、適正処理及びリサイクルを推進するためには、ごみの発生状況と処理・リサイクルの実態を把握することが大切です。また、ごみの分別区分、排出・保管場所などに関するルールやマニュアルを定め、テナント、従業員などに周知徹底を行うことが必要です。

これらの取り組みを全て廃棄物管理責任者一人では進めることはできません。各部署・テナントごとに担当責任者(例:リサイクル推進委員)を選任し、建物全体での一体的な取り組みが実施できる体制を作りましょう。



(1) ごみ・資源の量を把握しましょう

まずは、各フロア、ビル全体では、どんな種類のごみ、資源がどのくらい発生しているか排出状況の実態を把握します。また、建物内で行っている分別方法を整理し、ごみ処理の流れを確認します。

—ごみ処理の流れ—

発生場所・種類⇒排出方法⇒保管場所⇒収集方法⇒処分先・処理方法



① 排出量の把握

ごみ量を把握することは、減量効果の確認や減量計画策定のために不可欠なものです。また、処理料金の支払いの根拠にもなるため、事業者自ら量を把握し、業者からの報告は、補完としての使用にとどめるのが望ましい方法です。

また、排出する度に計量し実量を把握することが原則ですが、実測が難しい場合は、容器や袋単位による換算基準を定め、その個数により排出量を把握する方法も考えられます。排出時に使用している容器や袋を一定期間計量し、基準値を決めてみましょう。

(2) ごみの減量に向けて検討しましょう

② 減量計画の設定

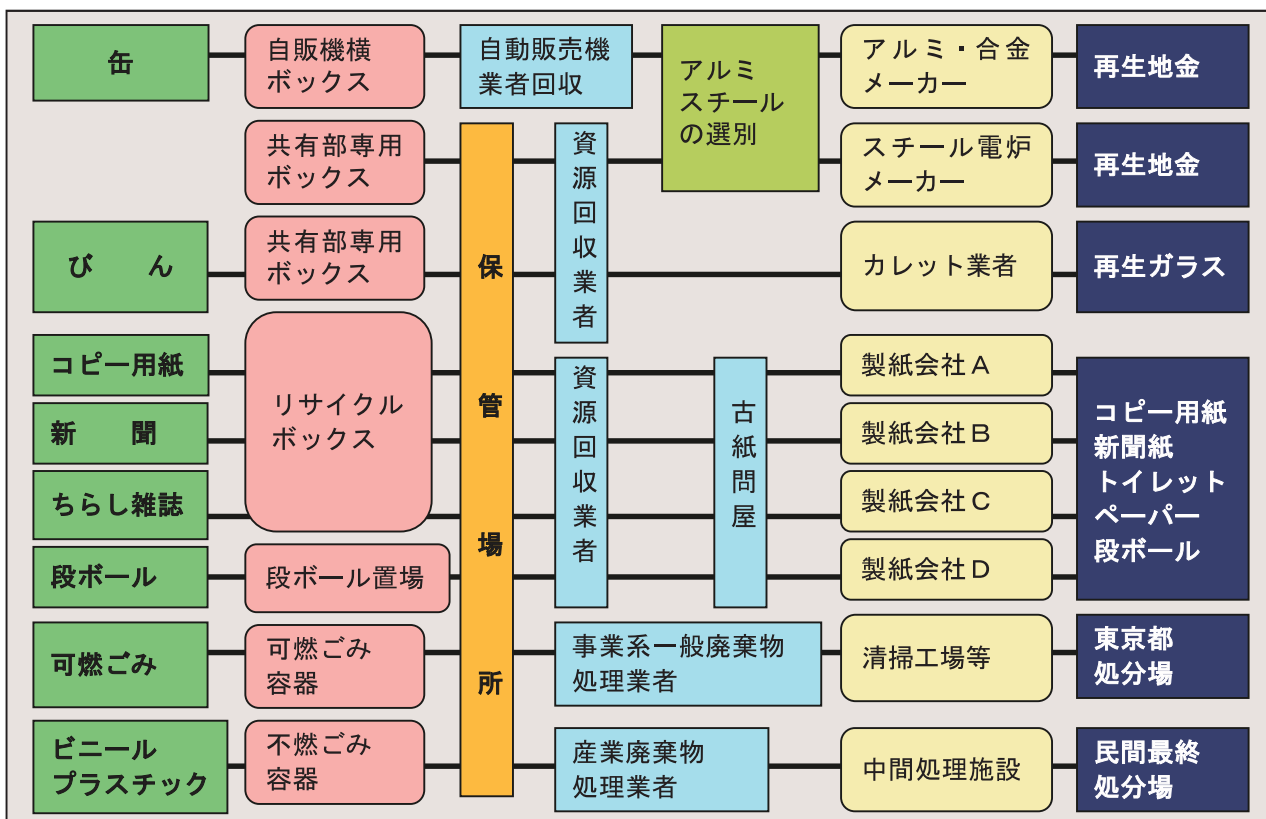
ごみの排出状況から、改善ポイントを洗い出し、減量・再利用化の計画、目標値を決めます。目標作成の段階から所有者・テナント・社員・清掃員の意見を求め、ごみの発生抑制・再利用化を目指す具体的な行動（廃棄物10%削減！、再利用率5%向上など）を提起するものにしましょう。



③ 分別ルールの方策

ごみの分別方法や再利用の対象品目の選定にあたっては、廃棄物処理業者・資源回収業者ともよく相談し、効果的な分別区分、排出・保管場所、表示方法などのルールを設定します。

下図は、建物から排出される主な資源やごみのフロー図の一例です。分別した結果、資源やごみがどのようなルートをとどり、生まれ変わるかを確認しておきましょう。また、搬入先と処理内容は「事業者処理責任」として必ず把握してください。



(3) できることから実践しましょう

まずは、全員が無理なく実践できる簡単な取り組みから始めましょう。事業所の一人ひとりがごみの減量・リサイクルについて意識を持ち、行動に移すことが重要です。社員、テナント、清掃員など関係者にマニュアルを配布したり、社員研修、グループウェア、社内報、掲示板等を活用し、継続的な指導と意識啓発を行います。

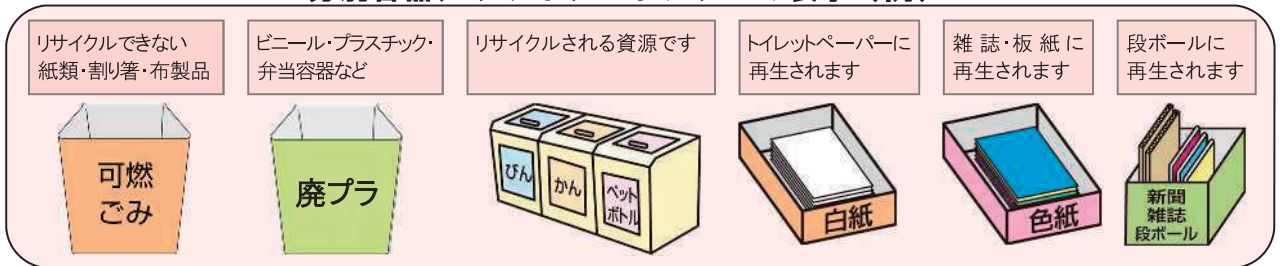
ごみの減量化を実行するには、環境整備も欠かせません。排出方法の徹底とともに、排出・保管場所の明示など、3Rに取り組みやすい環境を作ることが重要です。



④ 排出・保管場所の明確化、ポスターの掲示

ごみの種類ごとに排出、保管場所を区分し、明確化することが有効です。ごみの名称、注意事項及びリサイクルの仕方などを明記したプレートやポスターを各保管場所に掲示します。

分別容器、リサイクルボックスの表示（例）



保管場所の表示（例）



(4) 日常管理と点検をしましょう

⑤ 日常管理

分別ルールに従って、分別区分ごとのごみの排出量、再利用量を確認してみましょう。

把握した量を日報、月報、年報として管理します。分別種類ごとの実績を集計することで、減量効果、改善点を見出すことができ、新たな方策をとることができます。



⑥ 点検

定期的にごみの排出、保管場所を点検、巡回して、分別が適切に行われていることを確認します。

チェックポイント！

- ・それぞれの廃棄物は適切な場所に保管されているか
- ・保管場所は整理整頓されているか
- ・収集頻度は適切か（保管場所のオーバーフローはないか）など

効果が見られなかった取り組みについては、見直しが必要です。

新たな目標、問題点の検討を行い、無理なく無駄なく、ごみ減量・リサイクルを進めましょう。



廃棄物処理業者・資源回収業者との連携

廃棄物の適正処理、リサイクルを実現していくためには、日頃から廃棄物やリサイクル等の処理業者と協力関係を構築し、情報共有や意見交換など連携を図っていくことも必要です。



5 廃棄物減量の推進／ステップアップ編

3 Rを実践しましょう！

普段のごみ処理の流れが定着したら、事業所から発生する廃棄物をさらに減量できないか検討してみましょう。ごみ減量のキーワードは「3 R」です。

Reduce（リデュース）

ごみになるものを減らしましょう

Reuse（リユース）

捨てずにまた使いましょう

Recycle（リサイクル）

もう一度資源として活かしましょう



まずは、「紙ごみ」の減量・リサイクルから！

区内の事業用建築物から発生する可燃ごみのうち約4分の3は紙類です。紙ごみの中には、分別すれば紙の原料として再利用できるものが多く含まれています。まずは、できるだけ使用量を減らし、リサイクル可能な紙はごみにしないことを事業所の皆様一人ひとりに理解してもらいましょう。

ごみの発生量を減らしましょう

[方法Ⅰ] 紙の使用量を減らしましょう

- ①パソコン等を活用し、ペーパーレス化を推進する
- ②両面印刷や裏面使用を推進する
- ③書類の共有化、一元化を進める

[方法Ⅱ] 仕事上で使用した紙をごみにしない

- ①リサイクルボックスを活用する
- ②機密保持書類のリサイクルを推進する



紙をリサイクルしましょう

(1) 発生量・実態の把握



- ・どのような古紙が発生しているか（種類、排出量）
- ・それらはどのように処理されているか（実態）

(2) 回収業者と相談



- ・どのような品目で分別収集するか（回収方法）

(3) 分別方法の決定と容器の設置



- ・従業員各自が分別しやすい種類別の分別ボックスを設置

(4) 回収の実施

※古紙の種類により製紙原料としての用途が異なります。詳しくは回収業者へ確認してください。

リサイクルできない紙類もあります（禁忌品）

古紙を再生するにあたり、紙の原料にならないものが入っていると、再生するときの妨げになるので、古紙原料として利用できない異物は必ず取り除きましょう。詳しくは回収業者へ確認してください。

一般的に禁忌品とされるもの

リサイクルできない紙

- ・粘着物のついた封筒や圧着はがき・ビニールコート紙・裏カーボン紙・感熱紙
- ・ワックスのついた紙（紙コップなど）・写真・合成紙・ストーンペーパーなど

紙以外

- ・粘着テープ類・ファイルの金具・金属クリップ類・フィルム類・セロハン
- ・プラスチック製品・ガラス製品・布製品など

Column④ 再生品を積極的に利用しましょう！

リサイクルの輪を広げていくためには、不要になったものを再資源化するだけでなく、再生資源から作られる再生品の利用を進めていくことが重要です。

OA用紙、事務用品、トレットペーパーなどは意識的に取り入れてください。

再利用品の認識マーク



エコマーク



グリーンマーク



古紙パルプ配合率100%再生紙を使用

Rマーク



牛乳パック再利用品



PETボトル再利用品

まだまだできます！リサイクル

事業所から発生しているごみの中には、資源として利用できるものが多く含まれています。排出する段階で適正に分別することで、リサイクルが可能となります。

びん・缶・ペットボトル



繰り返し使用できるリターナブルびん（ビールびんや一升びんなど）は、販売（納入）業者に返却してください。その際、飲み残しや異物が混入しないように注意しましょう。

建物内に設置している自動販売機のびん・缶・ペットボトルは、設置業者による引き取りをお願いします。複数の業者が設置している場合、当番制にしたり回収割合を決めて回収を徹底している例もあります。この場合には、空き缶などの発生量の確認方法を決めていくとともに、業者の処理方法、持込先を確認しておきましょう。

事業所のごみとして処理する場合は、原則として産業廃棄物として処理していただくことになります。これらの経費を削減するために、区内の企業の中には、職員や従業員が個人的に消費したびん・缶・ペットボトルはできるだけ家に持ち帰るように促しているところもあります。



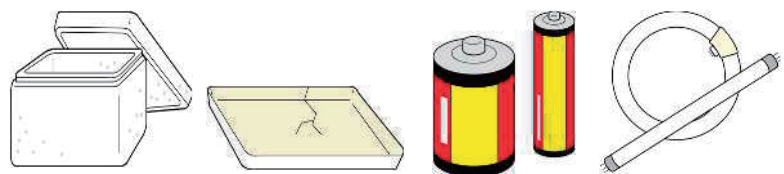
廃食用油

使用済みの食用油は、バイオディーゼル燃料や飼料・工業原料として再利用されています。異物を入れないように保管して、専門業者に回収を依頼し、リサイクルしましょう。



その他

発泡スチロール、食品トレイ、電池はリサイクルできる貴重な資源です。リサイクルを進めましょう。また、蛍光灯は水銀を含んでいますので、リサイクルできる専門業者に処理を依頼しましょう。



食品リサイクル

区内の事業用大規模建築物から発生する可燃ごみのうち約2割は生ごみで、紙類に次いでその減量が求められています。

生ごみの減量化は「適正な食材管理」を行うことが先決です。売れ残り食品の管理の徹底や、社員食堂のメニューの合理化などで、生ごみの発生量を減らしている例があります。また、生ごみの大部分が水分であるため、水切りを徹底することも減量化につながる第一歩です。

生ごみをリサイクルする場合は、廃棄物処理法や食品リサイクル法が関わってきます。廃棄物処理業者や区役所にご相談のうえ積極的に取り組んでください。

食品リサイクル法について

この法律は食品の製造、流通、消費の各段階で、事業者、消費者、国及び地方公共団体など、食品廃棄物に関わるものが一体となり、食品廃棄物の「発生抑制」、「再生利用」及び「減量」に努めることで、環境に負荷の少ない循環型社会の構築を目指すものです。

再生利用等の方法は

1. 発生を抑制する

生産・流通・消費各段階の見直しを行い、食品廃棄物そのものの発生を抑制します。

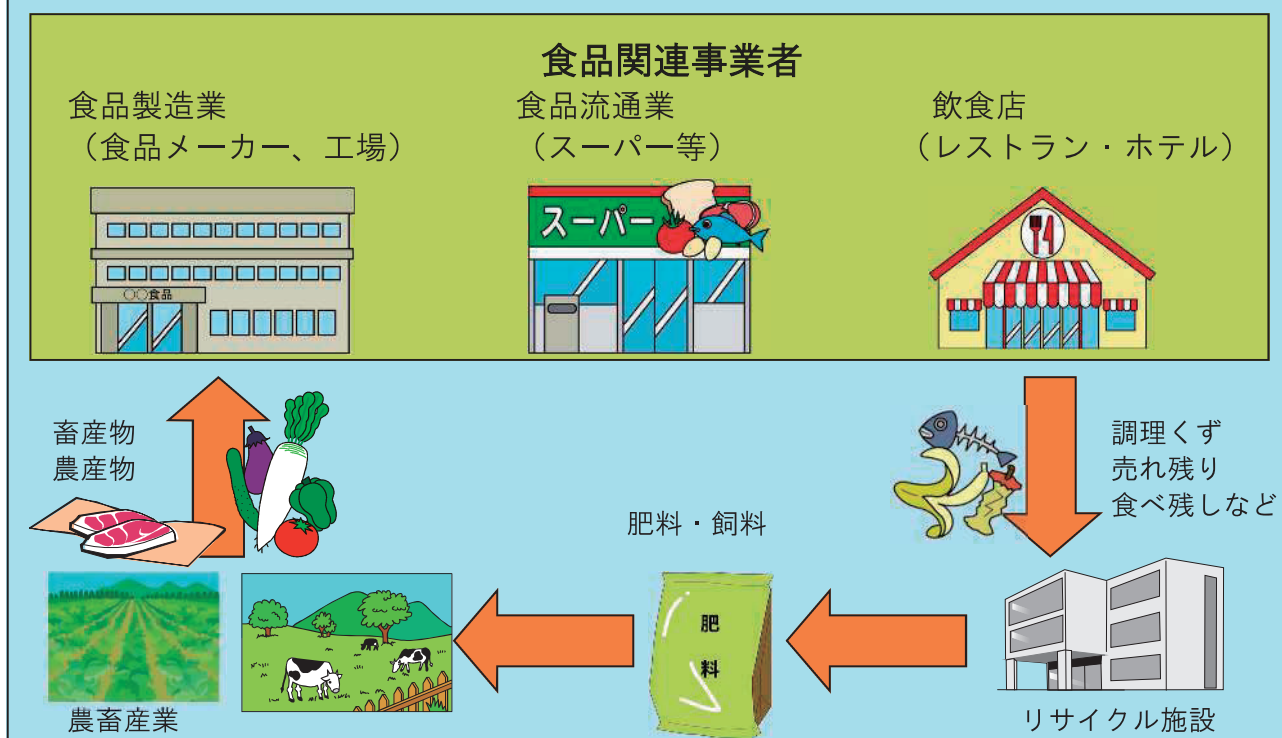
2. 再生利用する

食品廃棄物のうち再資源化できるものは、肥料や飼料、油脂製品等に再生利用します。

3. 減量する

再生利用できない場合は、脱水等により減量を行い、廃棄処分を容易にします。

食品リサイクル（再生利用）の流れ



第3章 区の施策への協力(届出・検査)

事業者の方には、ごみの減量その他その適正な処理の確保等に関し北区の施策に協力することが求められています。また、建物の規模によって届出等の義務も課されます。



1 事業者の責務(対象:全事業者)

- ごみの発生を抑制し、再利用を促進する等によりごみの減量に努める。
- ごみを自らの責任において適正に処理する。
- ごみにならないような包装、容器などの基準を定めて、その適正化を図る。
- ごみの減量及び適正な処理の確保に関し北区の施策に協力する。

2 事業用大規模建築物(対象:3,000㎡以上)

(1) 再利用計画書の作成・提出

事業用大規模建築物^{※1}の所有者^{※2}は、事業用建築物から出されるごみの減量を図るため、再利用計画書を毎年北区に提出していただきます。再利用計画書とは、当該建築物から排出される廃棄物の種類・量・処理方法などを記載していただく計画書です。毎年4月上旬に再利用計画書作成の案内を通知しています。様式や書き方の見本は、北区の公式ウェブサイトよりダウンロードできます(21頁参照)。提出期限は、毎年5月末までです(規則第11条第2項)。

※1 「事業用大規模建築物」とは？

事業用途に供する延べ床面積3,000㎡以上の建築物をいいます(規則第9条)。

※2 「所有者」とは？

一般的に所有者と言えば民法上の所有権を有する方のことですが、ここではできるだけ多くの方に再利用のご協力をいただくため、次のような方々も含めています。

- ① 民法上の所有権を有する所有者
- ② 建築物の共有者又は区分所有者が構成する管理組合の代表者
- ③ 管理組合が構成されていない場合は、建築物の共有者又は区分所有者の中から選んだ代表者
- ④ 建築物の全部を賃貸その他の事由により、事実上占有し使用している者(商業ビルのテナントなど)
- ⑤ ①の所有者から、その建築物の維持、清掃業務等の管理に止まらず、建築物に関する総合的な管理権限を与えられている者(本社とは別に所在している建築物の所長・工場長・支店長・学校長・施設長など)



(2) 廃棄物管理責任者の選任・届出

廃棄物管理責任者とは、建築物から排出される廃棄物の減量・適正処理に関する業務を担当し（9頁参照）、建築物の所有者が選任します。責任者を選任したときは、30日以内に廃棄物管理責任者選任届を区に提出してください（規則第10条第3項）。

様式や書き方の見本は、北区の公式ウェブサイトよりダウンロードできます。

また、新たに廃棄物管理責任者に選任された方には、廃棄物管理責任者講習会の受講案内を送付しています。

(3) 立入検査

北区では、廃棄物処理法及び北区の条例に基づきごみの適正処理やごみの減量・リサイクルを推進するために、数年の間隔で事業用大規模建築物の立入検査を実施しています。立入検査では、区職員が皆様の職場を訪問し、ごみや再利用対象物の発生、分別、整理保管、処理の状況やごみの発生抑制計画などを確認し、指導や助言を行っています。

立入検査実施の1か月前には、日時や用意していただくものなどを書面で通知しますので、ご協力をお願いします。



立入検査に関するよくある質問

Q 立入検査実施の通知が来ました。こちらの職場に何か問題があったのですか？

A いいえ。立入検査は周期的（数年に1回）に実施しています。なお、廃棄物管理責任者様が変更となった建築物やご提出いただいた再利用計画書に改善の余地がありそうな建築物については、優先的に伺っています。

Q 立入検査に指定された日時が不都合なのですが、日程変更は可能ですか？

A 可能です。ご都合に合わせて日程を調整しますので、ご連絡をお願いします。

Q 検査当日は何を用意すればいいですか？また、検査の時間はどれくらいかかりますか？

A ご用意いただくものは次のとおりです。

- ①再利用計画書の写し
- ②廃棄物処理に関する契約書類
- ③直近2～3か月分のマニフェスト（電子マニフェストを導入していれば印刷してください。）
- ④廃棄物処理業者からの収集実績の報告（請求書など）

これらの書類が手元にない場合は、写しで結構ですので、あらかじめお取り寄せください。検査時間は、1時間程度です。

Q 逆に、普段のごみ処理の仕方について色々質問していいですか？

A 大歓迎です。せっかくの機会ですのでご質問ください。

Q 立入検査の結果は、どのように知らされるのですか？

A 後日、廃棄物管理責任者様宛てに書面で通知いたします。

再利用計画書（裏）に記載する廃棄物の種類及び概要

種類		概要	
可燃ごみ（清掃工場で焼却できるもの）	紙類	①コピー用紙・OA用紙等	コピー用紙、上質紙、OAの連続紙など *色付きのOA紙は、「③雑誌」に計上。
		②ミックスペーパー・シュレッダー紙	メモ、封筒類、ミックスペーパー、シュレッダーくず
		③雑誌・パンフレット・色付き紙	色の付着した紙や板紙、色付きOA紙
		④機密文書（一括処理文書）等	一括して機密性を保持したまま処理をした文書類
		⑤新聞紙・折込チラシ	新聞紙、新聞紙に折り込まれているチラシ
		⑥段ボール	
		⑦汚れた紙類・紙おむつ（非感染性）	ティッシュペーパー、汚れた紙などの再利用できない紙類
		⑧その他紙類	上記紙ごみの混合物又は上記紙ごみに分類できない紙ごみ
	その他	⑨厨芥（茶殻・残飯・吸い殻・生ごみ）	茶殻・残飯・吸い殻・生ごみ *肥飼料化した食品リサイクルの量も記入
		⑩木・草・繊維（布）等	剪定枝、落ち葉、刈り草など 服やウエスなどの布
		⑪その他	上記可燃ごみの混合物又は上記に当てはまらない可燃ごみ
不燃ごみ（清掃工場で焼却できないもの）	再利用物	⑫飲料用瓶類 ⑬飲料用缶類 ⑭ペットボトル	飲食用のもの（ベンダーが回収した分は除く。）
		⑮食用油	厨房などから発生した食用油
	その他	⑯弁当がら	プラスチック弁当容器等 *弁当がらを事業系一般廃棄物として契約しているものを記入。処理業者と契約がない場合は、産業廃棄物になるため、「⑰廃プラスチック」欄に計上。
		⑰廃プラスチック	ビニールひも、PPバンド、プラスチック製の文房具類、フロッピーディスク・CD、緩衝材、発泡スチロールなど
		⑱その他	⑫～⑰以外の金属、ガラス、機械油、汚泥などの産業廃棄物や木製以外の粗大ごみなど 動物死体やしさ・ふさもこちらに記入
	特定事業活動に伴う可燃物		産業廃棄物のうち下表の業種から出る可燃物
		業種	可燃物
		建設業	工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた紙くず、木くず、繊維くず
	紙製造業、紙加工品製造業、新聞業、出版業、製本業・印刷物加工業	紙くず	
	木材又は木製品製造業、家具製造業、輸入木材卸売業	木くず	
	排出事業者（業種不問）	貨物の流通のために使用した木製パレット	
	繊維工業（衣服その他の繊維製品製造業を除く。）	繊維くず（天然繊維くずのみ）	
	食料品製造業、医薬品製造業、香料製造業	動植物性残渣（あめかす、のりかす、醸造かす、醗酵かす、魚・獣のあらなど）	
粗大ごみ		木製の粗大ごみ（それ以外は「⑱その他」に計上。）	

3 事業用中規模建築物（対象：1,000㎡以上3,000㎡未満）

(1) ごみ減量・再利用計画書の作成

事業用途に供する延べ床面積が1,000㎡以上3,000㎡未満の事業用中規模建築物については、「ごみ減量・再利用計画書」の作成をお願いしています。

毎年4月上旬に対象となる建物の所有者宛てに、案内を通知しています。様式や書き方の見本は、北区の公式ウェブサイトよりダウンロードできます。

事業用大規模建築物の再利用計画書と同様に、毎年5月末までの提出をお願いしています。

(2) 廃棄物管理責任者の選任・届出

事業用大規模建築物と同様に、事業用途に供する延べ床面積が1,000㎡以上3,000㎡未満の事業用中規模建築物についても、廃棄物管理責任者の選任をお願いしています。責任者を選任したときは、30日以内に廃棄物管理責任者選任届を区に提出してください。

再利用計画書・廃棄物管理責任者選任届などの様式は、こちらでダウンロード



北区公式ウェブサイト



再利用計画書

検索

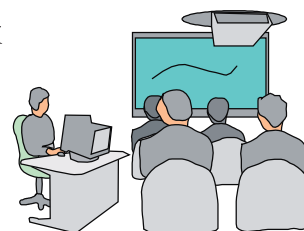
<http://www.city.kita.tokyo.jp/>

ホーム > ごみ・資源 > 区内事業者の皆さまへ（事業系ごみ等）
> 事業用建築物に係る区への届出書類（再利用計画書など）

Column⑤ 廃棄物管理責任者講習会を受講してください！

北区では、事業所から排出される廃棄物の減量及び適正処理を推進するため、廃棄物管理責任者講習会を実施しています。令和5年度より対面式の講習会から、オンライン方式の講習会に変更しました。北区公式YouTubeにて配信された動画を視聴し、確認テストを提出することで廃棄物管理責任者講習会修了証が交付されます。

配信されている動画には、廃棄物管理責任者のみならず、事業活動で日常的に廃棄物の排出等に係る方々も参考にご覧になれる内容としておりますので、一度ご視聴してみてください。



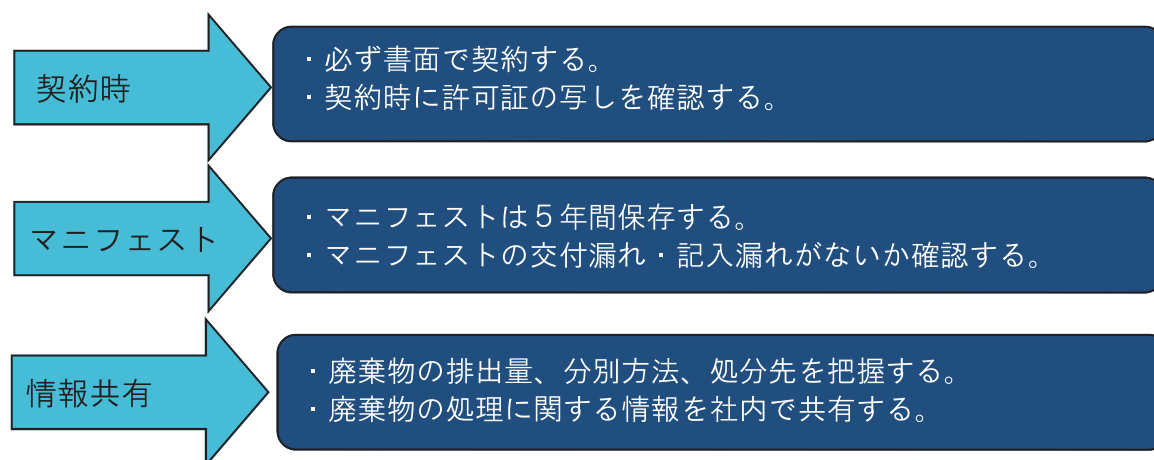
第4章 罰則・行政処分など

廃棄物処理法や北区の条例に違反すると、重い刑罰が科されることがあります。しかも、これらの刑罰は違反した人のみならず、会社などの法人そのものも罰せられることがあります（両罰規定）。

「知らなかった」では済まされないこともありますので、廃棄物処理に携わる人は、法令遵守を心掛けてください。

法令違反を防ぐために重要なこと

契約上の違反やごみ処理業者による不法投棄等を防ぐために、次のことに注意してください（第1章の3参照）。



第4章

廃棄物の処理及び清掃に関する法律に定める罰則

違反行為の内容	罰 則	根拠法令
無許可業者に廃棄物の運搬又は処理を委託した	5年以下の懲役、もしくは1000万円以下の罰金、又はこれの併科	法第25条第1項第6号
許可の範囲を超えた委託をした書面による産廃契約を交わしていない	3年以下の懲役、もしくは300万円以下の罰金、又は、これの併科	法第26条第1号
産廃マニフェストの未交付、又は虚偽の記載をして交付した	1年以下の懲役、又は100万円以下の罰金	法第27条の2第1号
産廃マニフェストを5年間保管していない	1年以下の懲役、又は100万円以下の罰金	法第27条の2第5号
廃棄物の不正輸出を行った※		法第25条第1項第12号 法第32条第1項第1号
廃棄物の不法投棄を行った※	5年以下の懲役、もしくは1000万円以下の罰金、又はこれの併科 法人の場合は3億円以下の罰金	法第25条第1項第14号 法第32条第1項第1号
廃棄物の野焼きを行った※		法第25条第1項第15号 法第32条第1項第1号
行政からの報告徴収に対し、報告をせず、又は虚偽の報告をした	30万円以下の罰金	法第30条第7号
立入検査等を拒み、妨げ、忌避をした	30万円以下の罰金	法第30条第8号

※ 未遂の場合を含みます。

東京都北区廃棄物の処理及び再利用に関する条例に定める罰則・行政処分

違反行為の内容	罰則など	根拠法令
事業系一般廃棄物の減量義務違反※ (条例第19条第1項違反)	改善勧告 氏名公表 収集拒否	条例第20条 条例第21条 条例第22条
廃棄物管理責任者の未選任※ (条例第19条第2項違反)		
再利用計画書を提出しない※ (条例第19条第3項違反)		
適正処理困難物に関する下取り等の回収命令に従わない (条例第31条第4項違反)	20万円以下の罰金	条例第76条
廃棄物の分別や中間処理の命令に従わない (条例第42条違反)		
事業系一般廃棄物の処理基準に従わない、保管場所設置命令に従わない (条例第45条違反)		

※ 対象は、3,000㎡以上の事業用大規模建築物に限ります。



Column⑥ 江戸時代の廃棄物処理

人が生活をすれば、必ずごみが発生します。このことは、今も昔も変わりません。特に廃棄物処理が社会問題化するの、人口が集中する都市部においてです。

江戸時代、江戸の町民は生活から出たごみを堀や川、空き地などに捨てていました。ところが、参勤交代などの制度が始まると江戸の人口は急激に増加し、それに伴い投棄されるごみの量も増加したのです。その結果、これらのごみが、衛生上、防火上または交通上の障害を生み、社会問題となりました。

これを重く見た幕府(行政)は、1649年(慶安2年)にごみを投棄することを禁止する町触れを出しています。この「ごみを投棄することを禁止する」という考えは、現代の廃棄物処理法にも受け継がれています(法第16条「不法投棄の禁止」)。

また、1655年(明暦元年)に幕府は、ごみを永代浦(現在の江東区)に舟で運んで処分するよう町触れを出しています。当然、江戸町民一人ひとりが舟でごみを運ぶことができないので、それを請け負う業者も現れました。こうして、江戸時代の廃棄物処理は、収集・運搬・処分に分離され、それぞれルールが出来上がり始めました。これも、現在の廃棄物処理法に考え方が通ずるものがあります。

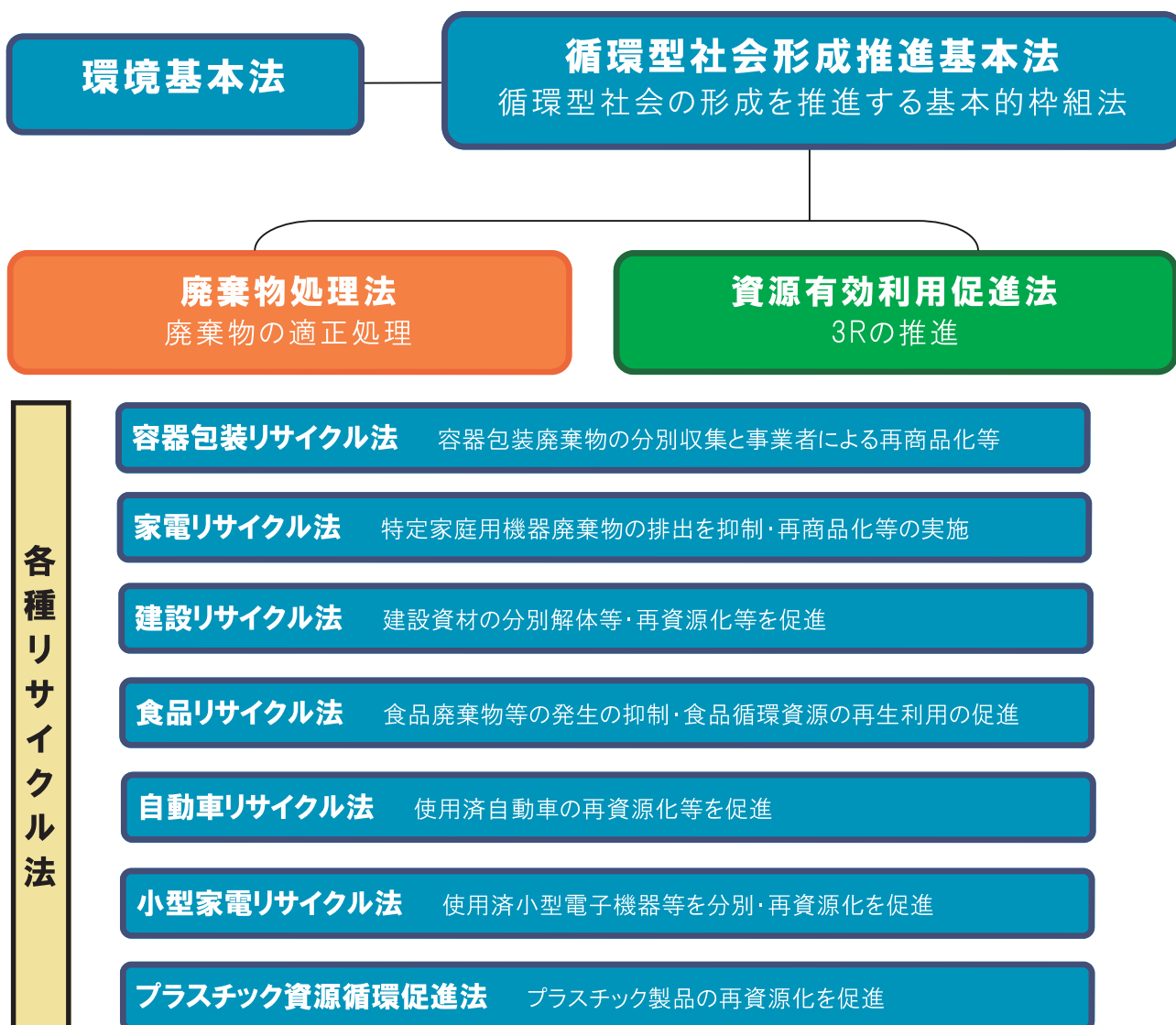
狭い土地に人口が集中する江戸(東京)だからこそ、廃棄物処理に関して厳格なルール(法律)が形成されたのでしょう。



参考文献「東京都清掃事業百年史」(東京都発行)

参考資料

事業者に係る廃棄物処理の法体系



各種リサイクル法

Column⑦ 廃棄物の適正処理の時代から循環型社会形成の時代へ

上記の廃棄物処理に関する法体系の中で、一番古い法律は「廃棄物処理法」です(昭和46年公布)。この廃棄物処理法以前にも廃棄物処理に関する法律はあり、近代法として一番古いものは「汚物掃除法」(明治33年公布)という法律です。もっとも、江戸時代にも不法投棄を禁止するお触れが出ていたので(23頁参照)、公衆衛生上、ごみをきちんとルールをもって適正に処理するという考えは昔からありました。

その後、「東京ごみ戦争」の時代に“ごみの行き場”が社会問題化すると、ごみ処理場の確保が困難になってきました。同時に、資源の乏しい我が国にとって、ごみをごみとして処理するのではなく、資源として有効に活用しようという考えも芽生えてきました。

これらを背景に、2000年代になると、循環型社会形成推進基本法(平成12年公布)をはじめ、各種リサイクル法が次々と制定されました。ごみを適正に処理することはもちろん、ごみの発生を抑制し、また、資源の循環を推進していくことも私たち一人ひとりの責務なの



産業廃棄物一覧表

区分	種類	具 体 例
あらゆる事業活動に伴うもの	1 燃 え 殻	石炭がら、焼却炉の残灰、炉清掃排出物、その他焼却残さ
	2 汚 泥	排水処理後及び各種製造業生産工程で排出された泥状のもの、活性汚泥法による余剰汚泥、ビルピット汚泥（し尿を含むものを除く。）、カーバイトかす、ベントナイト汚泥、洗車場汚泥、建設汚泥など
	3 廃 油	鉱物性油、動植物性油、潤滑油、絶縁油、洗浄油、切削油、溶剤、タールピッチなど
	4 廃 酸	写真定着廃液、廃硫酸、廃塩酸、各種の有機廃酸類など全ての酸性廃液
	5 廃 アルカリ	写真現像廃液、廃ソーダ液、金属せっけん液など全てのアルカリ性廃液
	6 廃プラスチック類	合成樹脂くず、合成繊維くず、合成ゴムくず（廃タイヤを含む。）など固形状・液状の全ての合成高分子系化合物
	7 ゴムくず	生ゴムくず、天然ゴムくず
	8 金属くず	鉄鋼または非鉄金属の破片、研磨くず、切削くずなど
	9 ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	ガラス類（板ガラス等）、製品の製造過程等で生ずるコンクリートくず、インターロッキングブロックくず、レンガくず、廃石膏ボード、セメントくず、モルタルくず、スレートくず、陶磁器くずなど
	10 鉱 さい	鋳物廃砂、電炉等溶解炉かす、ボタ、不良石炭、粉炭かすなど
	11 が れ き 類	工作物の新築、改築または除去により生じたコンクリート破片、アスファルト破片その他これらに類する不要物
	12 ば い じ ん	大気汚染防止法に定めるばいじん発生施設、ダイオキシン類対策特別措置法に定める特定施設または産業廃棄物焼却施設において発生するばいじんであって集じん施設によって集められたもの
特定の事業活動に伴うもの	13 紙 く ず	建設業に係るもの（工作物の新築、改築または除去により生じたもの）、パルプ製造業、製紙業、紙加工品製造業、新聞業、出版業、製本業、印刷物加工業から生ずる紙くず
	14 木 く ず	①建設業に係るもの（範囲は紙くずと同じ）、木材・木製品製造業（家具の製造業を含む）、パルプ製造業、輸入木材の卸売業および物品賃貸業から生ずる木材片、おがくず、バーク類など ②貨物の流通のために使用したパレットなど
	15 織 維 く ず	建設業に係るもの（範囲は紙くずと同じ）、衣服その他繊維製品製造業以外の繊維工業から生ずる木綿くず、羊毛くずなどの天然繊維くず
	16 動植物性残さ	食料品、医薬品、香料製造業から生ずるあめかす、のりかす、醸造かす、発酵かす、魚及び獣のあらなどの固形状の不要物
	17 動物系固形不要物	と畜場において処分した獣畜、食鳥処理場において処理した食鳥に係る固形状の不要物
	18 動物のふん尿	畜産農業から排出される牛、馬、豚、めん羊、にわとりなどのふん尿
	19 動物の死体	畜産農業から排出される牛、馬、豚、めん羊、にわとりなどの死体
20 政令13号廃棄物	以上の産業廃棄物を処分するために処理したもので、上記の産業廃棄物に該当しないもの（例えばコンクリート固型化物）	

（法第2条第4項、政令第2条）

問合せ先等一覧

事業系一般廃棄物に関すること

内容	問合せ先	電話番号
再利用計画書の提出 一般廃棄物処理業の許可	北区清掃事務所 事業管理係	03-3913-3077
事業系一般廃棄物処理業者の紹介	東京廃棄物事業協同組合	03-3232-6249
マニフェスト販売業者	東京廃棄物事業協同組合 一般財団法人東京都弘済会	03-3232-6249 03-6826-1011

産業廃棄物に関すること

内容	問合せ先	電話番号
産業廃棄物処理委託契約	東京都 環境局 資源循環推進部 産業廃棄物対策課 指導担当	03-5388-3586
産業廃棄物処理業の許可	東京都 環境局 資源循環推進部 産業廃棄物対策課 審査担当	03-5388-3587
産業廃棄物の処理 マニフェスト 産業廃棄物に関する苦情	東京都 環境局 資源循環推進部 産業廃棄物対策課 規制監視担当	03-5388-3589
産業廃棄物処理業者の紹介	一般社団法人東京都産業資源循環協会	03-5283-5455

東京都北区ホームページ

- 再利用計画書・廃棄物管理責任者選任届などの様式は、
- 北区が許可する事業系一般廃棄物処理業者一覧は、
- 事業所における分別ポスターの例は、

それぞれのページからダウンロードできます。

<input type="text" value="再利用計画書"/>	<input type="button" value="検索"/>
<input type="text" value="事業系ごみの出し方"/>	<input type="button" value="検索"/>
<input type="text" value="分別表示"/>	<input type="button" value="検索"/>

令和6年1月発行

発行 東京都北区 生活環境部
北区清掃事務所 事業管理係
東京都北区豊島8-4-3
03-3913-3077

刊行物登録番号
5-1-086

